

令和 6 年度予算編成方針

1 日本経済の状況及び国の動向

日本経済は、コロナ禍から経済社会活動の正常化が進み、緩やかに回復している。今後も雇用・所得環境の改善が見込まれる下で、サービス消費をはじめとする個人消費の回復や企業の設備投資の増加が期待されること等により、実質 1.3%程度、名目 4.4%程度の経済成長が見込まれる。

国の令和 6 年度予算の概算要求は、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2021」に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進し、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することを基本方針としている。

地方財政における一般財源総額（水準超経費を除く）は、前年とほぼ同額の 62.8 兆円と令和 5 年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する概算要求が行われており、地方交付税については財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう総額を確保するとしている。

2 本市の財政見通し

山陰の景気動向は、不透明な国際情勢や物価上昇などにより、生産活動や個人消費の一部に弱い動きがみられ、総じて持ち直しの動きに足踏み感がうかがわれるとされている。

令和 5 年度の市財政は、当初に見込んだ税収は確保できる見通しではあるが、歳出において、エネルギー価格、物価高騰対策や雇用・所得環境の改善に伴う追加経費への対応、給与改定等による人件費の増により、厳しい財政運営が続いている。

令和 6 年度の本市の市税は、賃金上昇やコストの適切な価格転嫁などにより、一定程度の増加が見込まれる。一方、歳出では、エネルギー価格、物価高騰対策関連経費の増大、さらには公用施設・公共施設における光熱費などの経常的な経費の高止まり、または増大する状況が続く中、昨年策定した松江市総合計画「MATSUE DREAMS 2030」に基づく「夢を実現できるまち 誇れるまち 松江」を創るための施策を一層深化させることが求められる。また、本年選定された「SDGs 未来都市」の実現に向け、先導的な事業を行っていく必要がある。そのためにも、これまで取り組んできた行財政改革により生み出した財源を活用し、最大限の効果を発揮できるよう施策展開しなければならない。

したがって、歳出を徹底して検証し、事務事業等の見直し、公共施設の適正化などの健全化策を着実に進め、基金残高の確保や地方債残高の縮減などを意識した、将来を見据えた予算編成を行うこととする。

3 予算編成の基本的な考え方

(1) 電力・ガス・食料品等価格高騰への対応

不透明な国際情勢や金融資本市場の変動等により、エネルギー価格や物価の高騰が国民生活や経済活動へ多大な影響を及ぼしている。

国や県等の動向、市民生活や市内事業者の状況把握に努め、国や県の補助金等の財源を活用し、電力・ガス・食料品等価格高騰対策経費を適切に計上するとともに、地域経済の回復に向けた施策を検討すること。

(2) 予算の優先的・重点的な配分

重点的事業の要件に該当する事業については、優先的・重点的な予算配分を行う。

ただし、財源には限りがあるため、事業の効果・予算の効率性を熟考の上、要求を行うこと。

【重点的事業要件】

○松江市総合計画「MATSUE DREAMS 2030」に該当する新規事業

○オータムレビューにおいて、予算化の指示があった事業

※該当事業がある場合でも、各部局 3 事業までとし、要求後、重点的事業配分額の範囲内において総合的観点から予算編成を行う

(3) 持続可能な財政運営

令和 6 年度は、一定程度の税収の増加は見込まれるものの、エネルギー価格や物価高騰の影響により、本市の歳出は大幅に増加する見通しである一方、一般財源の大きな伸びは期待できない状況にあり、大変厳しい予算編成となることが見込まれる。

また、本市の中期財政見通しでは、今後、デジタル化関連事業の増、賃金の上昇や物価高騰に伴う事業コスト及び経常経費の増加、人件費においては段階的な定年の引き上げの開始などにより厳しい財政状況は依然として続くと見込んでいることから、引き続き財政健全化に向けた取組みが必要となっている。従って、職員一人ひとりがコスト意識を持ちながら、徹底した事業の見直しを行うなど、不断の行財政改革に取り組み、持続可能な財政運営を行っていかねばならない。

(4) 国等の動向の把握

エネルギー価格や物価高騰などの影響を受けた経済状況等により、令和 5 年度と同様に臨時・特別の措置を講ずることが予想される。

国、県の補正予算等の動向について注視し、予算編成過程の中で柔軟に対応できるよう努めること。

4 予算編成の留意事項

(1) 松江市総合計画該当事業における予算要求

松江市総合計画該当事業は、「夢を実現できるまち 誇れるまち 松江」を創るため、「松江にしかない強み」を力にして、分野横断的に取り組むことが重要である。

該当事業については、実施スケジュールや経費負担、実施主体の責任・役割などについて関係団体等との調整を十分に行った上で要求を行うこと。特に「主要事業（施策）進捗管理表」に掲載されている事業については、指示事項を適切に予算要求に反映させること。また、方向性が定まっていない事業については予算要求までに市長、副市長協議を終え、指示内容を適切に予算要求に反映させること。

(2) 各種統計データに基づいた効果的かつ分かりやすい予算要求

事業を実施する目的を明確にした上で、各種統計データを分析・活用し、効率的・効果的な施策となるよう予算要求を行うこと。また、要求額の積算根拠を明確かつ客観的に説明できるよう工夫すること。

(3) 事業効果の明確化

「行政マネジメントシステム（かなび）」及び「主要事業（施策）進捗管理」を活用し、PDCAサイクルに基づき、事業効果を明確にすること。

(4) 既存事業の見直しの徹底

限られた財源の中、新たな行政需要が見込まれ、大変厳しい財政状況が予想される。限られた財源の中で新規事業や重点施策に取り組むためには、例年以上に既存事業をスクラップすることが必須である。

よって、令和6年度予算編成一般財源配分額を超える場合は、部局内にて既存事業を含めた見直し・調整を行い、要求可能枠を確保すること。

なお、見直しにあたっては事前に関係団体等との調整を十分に行った上で要求を行うこと。

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2～5年度に中止・未執行・規模の縮小となった事業について、見直しの好機ととらえ、廃止・縮小・事業転換の検討を行うこと。事業を継続する場合にあっても、新たな生活様式に合った事業となるよう再構築を図ること。

(5) 決算特別委員会意見の反映

決算特別委員会意見を参照し、必要な見直し等を行った上で予算要求すること。

(6) 類似施策等の重複・排除、大胆な見直し

総合計画における同一の主要施策の事業など各部局が連携して取り組むべき施策については、縦割りの考え方にとらわれることなく、部局間・関係課の横串を通した連絡調整を密に行い、要求内容を整理・統合し、効率的・効果的な事業実施が可能な予算要求を行うこと。

(7) 将来負担の軽減

中期財政見通しにおいては、今後、賃金上昇や物価高騰等の影響により、物件費や普通建設事業費をはじめ、各事業費の高止まりが見込まれることから、安定的な財政運営のため、財政指標の改善、普通建設事業の平準化、市債の発行抑制、繰上償還及び財政調整基金への積立に取り組むこととする。

(8) 財産を活用した広告料収入の検討

各施設を活用した広告料収入やネーミングライツについては、積極的に民間事業者へ働きかけを行い、新たな財源を確保すること。特に、ネーミングライツは、財源の確保だけでなく、民間との様々な協力体制が期待できる。施設の整備や大規模改修をする際は必ず検討すること。

(9) 会計年度任用職員の適正化

会計年度任用職員が従事する業務を十分に把握した上で、業務の効率化に努め、職員の人数、任用期間及び任用形態を検証し、適正な人員配置とすること。特に、会計年度任用職員が従事する事業のうち、人件費への財源措置のない事業について、事業そのものを積極的に見直すことにより、人件費の縮減を図ること。また、要求にあたっては、事前に総務部と調整済みの組織・機構の人役配置の範囲内での要求とすること。

(10) 公共施設のあり方

公共施設にかかる管理運営費や老朽化等による維持補修費が財政を圧迫する事態となっている。「公共施設適正化計画」に基づき、効率的な運営管理を検討するとともに、公共施設としての必要性や施設の統廃合、あるいは集約化・複合化・長寿命化を含めた再編の可能性等も十分検討した上で予算要求を行うこと。(財政措置上有利な起債メニューあり。) また、老朽化等により利用見込みのない施設については、売却や除却の検討を積極的に行うこと。

なお、地方公会計制度に基づく固定資産台帳を活用し、資産別の「有形固定資産減価償却率（いわゆる老朽化比率）」＝減価償却累計額／（減価償却累計額＋期末簿価）などの公共施設の現状分析を行い、「事業の概要」欄へ「有形固定資産減価償却率」（固定資産台帳を参照）を入力するとともに、財政課担当者とその現状と優先順位も含めた必要性を共有し、予算要求を行うこと。

(固定資産台帳は、ファイル管理－財政課－公会計に掲載。)

適正化方針が未定の施設にあっても、施設運営の効果が極端に少ないものは当面休止とするなど、出来る限りコスト削減に努めること。

(11) 特別会計及び公営企業会計に関する事項

特別会計の予算要求及び公営企業会計の予算原案の作成にあたっては、一般会計に準じて行うこととし、当該会計設定の趣旨にのっとり、経営改善の徹底、諸料金の適正化に努め、健全経営の確立を図ること。

一般会計からの繰入金や補助費等に関する事業費は、総務省が定める繰出基準を原則として、収支状況や経営プラン等を踏まえ、適切な額を要求すること。

また、公立病院の集中的な改革や水道、下水道の広域化等、国の施策に注視しながら、将来に向けた経営改革に取り組むこと。

(12) 目的税の明確化

入湯税や都市計画税といった目的税は、特定の目的を達成するため課税されていることから、その用途を明らかにすることを方針としている。

(13) 有効な特定財源活用の徹底

デジタル田園都市国家構想交付金等、国県補助金や財政措置上有利な起債、特

定目的基金の充当、活用可能な諸収入等を研究し、事業を行うための財源を確保すること。

国及び県の補助事業等については、関係機関と連携を密にするなどの確な情報収集に努め、漏れがないよう徹底すること。特に補助事業については、国が示すスケジュールに柔軟に対応できるよう、関係する計画や申請の準備に早期に着手すること。また、国や県の予算削減に伴い、補助事業が廃止または縮減されたものについては、事業の必要性・効果を改めて検証し、見直しを行うこと。（原則として一般財源で肩代わりすることは認めない。）

特に、制度の見直し等により新たに財政的・人的負担が発生するものについては、県内市町村や関係機関と連携を密にし、事前協議や意見交換等を徹底し、事業の必要性について十分に検討すること。

(14) 外郭団体等に関する事項

市が人的、財政的関与を行っている外郭団体等については、財政健全化法の対象となることに留意し、積極的かつ計画的に市関与の見直しを進めること。

また、労働関係法令改正に適切に対応するとともに、団体の組織・人員のあり方を検討し、団体が真に必要な事業を行っているか、財政的自立のための経営努力を行っているかなどの観点から、安易に市基準を適用することなく、市の財政支出の見直しを行うこと。

(15) 事業計画等の調整

個別事業の計画策定にあたっては、総合計画の実施計画及び各種事業計画（プラン）に留意すること。

(16) 使用料及び手数料の見直し

「公共施設使用料設定の基本方針」に基づき、受益者負担の適正化の観点から、実現可能なものから使用料及び手数料を見直すこと。特に、エネルギー価格、物価高騰の影響を受けている施設については、利用者と利用しない者の負担の公平性を確保するため、適切な料金設定を積極的に検討すること。

(17) 業務の効率化、デジタル化の推進

スマート自治体への転換による業務の効率化を図る観点から、AI（人工知能）や定型的なパソコン操作業務の RPA（ソフトウェアロボットによる業務自動化）の活用を検討すること。また、「自治体における AI 活用・導入ガイドブック（令和 3 年 6 月総務省作成）」、「自治体における RPA 導入ガイドブック（令和 3 年 1 月総務省作成）」等を参照し、効果が見込まれる業務については、組織戦略課と協議の上、実装に向けた調整に着手し、必要な経費を要求すること。なお、AI、RPA の内容によっては、市全体で導入の検討をした方が効率的なものもあると想定されるため、具体的な検討に着手する前に組織戦略課に相談すること。

併せて、押印の廃止や電子化、ペーパーレス化、手続の電子化についても推進すること。

また、業務のデジタル化に伴うシステムの調達や更新などについては、規模の大小にかかわらず、令和 4 年 8 月に策定された「情報化企画ガイドライン」及び「調達・契約ガイドライン」に則り、必ずデジタル戦略課と事前に協議した後に要求すること。

(18) 公共施設・公用施設等の光熱費の取扱い

本年度に引き続き令和6年度においても、電気、ガス等料金の高騰により光熱費などの経常経費の増額が見込まれる。例年より増となる額を適切に見込み、増額部分が分かるように要求すること。なお、積算根拠を明確にし、過度な要求とならないよう注意するとともに、要求においては、原則、令和5年度当初予算額を上限とする。

また、物価高騰等の影響により増額となる経費については、その影響を適切に見込むとともに、安易に増額要求をすることなく、内容の精査、調整により、配分された一般財源の範囲内で要求すること。

予算要求基準の設定

令和6年度は、以下の基準により要求すること。

<基本的要求基準>

I【重点的事業】 ※一般財源で2億円を準備

○松江市総合計画「MATSUE DREAMS 2030」に該当する新規事業

○オータムレビューにおいて、予算化の指示があった事業

※該当事業がある場合でも、各部局3事業までとし、要求後、重点的事業配分額の範囲内において総合的観点から予算編成を行う

II【重点的事業以外の新規事業】

重点的事業以外の新規事業を要求する場合は、新規事業の経費と同額を既存事業の見直し等により必ず減額し、令和6年度予算編成一般財源配分額の範囲内（既存事業を含む）で要求すること。

III【既存事業】

① 以下の対象事業については、令和6年度予算編成一般財源配分額の範囲内での要求とし、部局内で調整を行い厳守すること。

ただし、令和6年度も、引き続き、電気、ガス料金等の高騰の影響により経常的経費の増嵩が見込まれる。そのため、光熱水費、燃料費については、令和4年度予算の+20%分（令和5年度当初予算と同額）を一般財源配分額の範囲外として要求を認める。

- ・ハード事業
- ・扶助費
- ・特別会計繰出金
- ・施設等管理運営費
- ・その他経常的経費

令和5年度当初と同額で配分

- ・ソフト事業 . . . 令和5年度当初の▲5%で配分

※ただしI、II、IIIともハード事業は、中期財政見通しで示す事業及び事業費

(起債額・一般財源額)の範囲内で要求すること。

※令和5年度に重点的事業として要求した事業を令和6年度も継続して要求する場合は、原則として臨時的経費(ハードまたはソフト事業)として一般財源配分額の範囲内で要求すること。

※電力・ガス・食料品等価格高騰対策事業は、地域の事業者や生活者を支援する政策的事業を行うための特定財源を見込むこととし、一般財源配分額の範囲外として要求を認める。

- ② 令和5年8月2日付財第85号「令和6年度当初予算編成に向けた準備作業について(通知)」により回答した「当初予算見直し調書」において、令和5年度当初予算より減額可能とした事業については、必ず減額要求すること。

また、これまで事務事業見直し、スクラップ対象とされた事業や財政課の査定において見直し対象とした事業については、必ず事業費見直しを検討のうえ、削減額に反映させること。

上記内容を反映させてなお、令和6年度予算編成一般財源配分額を超える場合は、部局内にて再度の見直し・調整を行い、要求額を抑制すること。

- ③ 公営企業繰出金は、総務省が定める繰出基準を原則として、独自ルール分は見直すこと。また、基準内繰出においても、収支状況や経営プラン等を踏まえ、適切な額を要求すること。

IV【優先度の設定】

二次予算【臨時的経費(ハード事業、ソフト事業)】の要求については、事業毎に優先度の高いものからA、B、Cの区分けを行い要求すること。ただし、区分が偏ることの無いよう、各部局内の一般財源額に対して以下の割合を遵守し、区分けすること。

- | | |
|---|----------------------|
| { | A：一般財源額の3割を超えない範囲で指定 |
| | B：一般財源額の5割を超えない範囲で指定 |
| | C：上記以外の事業について指定 |

※廃止が不可能な事業を安易にCとしないこと。